

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和7年9月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500093号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500031号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、令和2年8月1日から令和4年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年8月から令和4年3月までの標準報酬月額については19万円から28万円、同年5月の標準報酬月額については19万円から26万円、同年6月の標準報酬月額については19万円から24万円、同年7月の標準報酬月額については19万円から28万円、同年8月の標準報酬月額については19万円から22万円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額については19万円から24万円とする。

令和2年8月から令和4年3月まで及び同年5月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る令和2年8月から令和4年3月まで及び同年5月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年5月7日から令和4年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間における給与明細書に記載されている厚生年金保険料額が、ねんきん定期便の厚生年金保険料納付額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、令和2年8月1日から令和4年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年12月1日までの期間(以下「訂正期間」という。)について、請求者から提出されたA社の給与明細書、預金通帳の写し、事業所から提出された賃金台帳及び市役所の市民税・

県民税所得回答書（以下、併せて「支給及び課税資料」という。）により、当該期間の厚生年金保険料控除額、請求者の報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（19万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額若しくは請求者の報酬月額又は厚生年金保険料控除額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、令和2年8月1日から令和4年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、支給及び課税資料により確認又は推認される厚生年金保険料控除額から、令和2年8月から令和4年3月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は22万円とすることが必要である。

また、令和4年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額は、支給及び課税資料により確認できる本来の報酬月額から、令和4年9月から同年11月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を令和2年5月に年金事務所へ報酬月額19万円で届出後、令和4年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年4月に届出していることから、年金事務所は、請求者の訂正期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、訂正期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、令和2年5月7日から同年6月1日までの期間及び令和4年4月1日から同年5月1日までの期間について、支給及び課税資料により検証したところ、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額はいずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないことから、標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、請求期間のうち、令和2年6月1日から同年8月1日までの期間について、支給及び課税資料から報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができず、ほかに当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料や周辺事情がないことから、標準報酬月額の記録を訂正することはできない。